



## 福山市会計年度任用職員募集要項

福山市では、次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

**1 募集期間** 随時。ただし、採用が決定次第、募集を締め切ります。

**2 採用及び任用予定期間**

2023年（令和5年）4月1日以後の採用の日から、2024年（令和6年）3月31日までとします（必要に応じて任期満了後に会計年度任用職員として再度の任用をすることがあります。）。

**3 募集業務、採用予定人数及び募集要件**

業務名	予定人数	募集要件
家庭児童相談員	1人	次のいずれかに該当する人であり、普通自動車運転免許を持ち、パソコン操作ができる人 1 大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人 2 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は保健師のいずれかの資格を有する人 3 保育士であって、2年以上相談業務経験がある人 4 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する人 5 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人

**4 応募資格**

3の募集要件を満たす人

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 外国籍の方も受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。

なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

**5 主な業務内容及び勤務条件**

**家庭児童相談員**

（業務内容）

児童に係る相談・支援、児童虐待等への対応、安否確認に関する業務その他配属された所属において必要と認める業務

（勤務場所）

福山市役所（福山市東桜町3番5号；保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課）

（勤務条件）

週30時間 月～金曜日の5日勤務

勤務時間 8時30分～17時15分のうち6時間

報酬額 月額182,200円（予定）

その他の勤務条件（2023年（令和5年）4月1日（予定））

- (1) 諸手当 報酬のほか、通勤手当、期末手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は、年間で報酬月額1.18月分、任期更新された場合は、任用2年目以降に年間で報酬月額1.45月分）などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。
- (2) 休暇等 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (3) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険の制度が適用されます。

## 6 申込書類（※提出された書類は返却しません。）

所定の申込書（別紙様式）により申し込んでください。

免許、資格等を証明する書類を申込書に添付してください。普通自動車等の運転免許証については、申込書の免許・資格等の欄に免許番号等を記入してください（運転免許証の写しの添付は不要です。）。

### ○申込書の入手方法

- (1) インターネットで次のホームページアドレスにアクセスし、必要書類をA4用紙にプリントアウトして使用してください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/neuvola/>

- (2) ネウボラ推進課（市役所本庁舎7階）でも配布しています。

## 7 申込受付

必要書類を申込先へ郵送又は持参してください。

○申込み・問合せ先 保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

**※封筒の表に赤字で「家庭児童相談員申込み」と書いてください。**

○持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。）

## 8 選考試験

受験票などの送付はしません。受験票は試験会場でお渡ししますので、当日は直接会場にお越しください。

当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持ってきてください。

- (1) 試験内容 作文（50分）及び面接
- (2) 日時・場所 別途通知します。（※ 受験者用の駐車場はありません。）

### 【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】

試験日当日は、検温等により体調の異変がないことを確認してください。

次の①から③のいずれかに当てはまる場合は、受験をお控えください。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

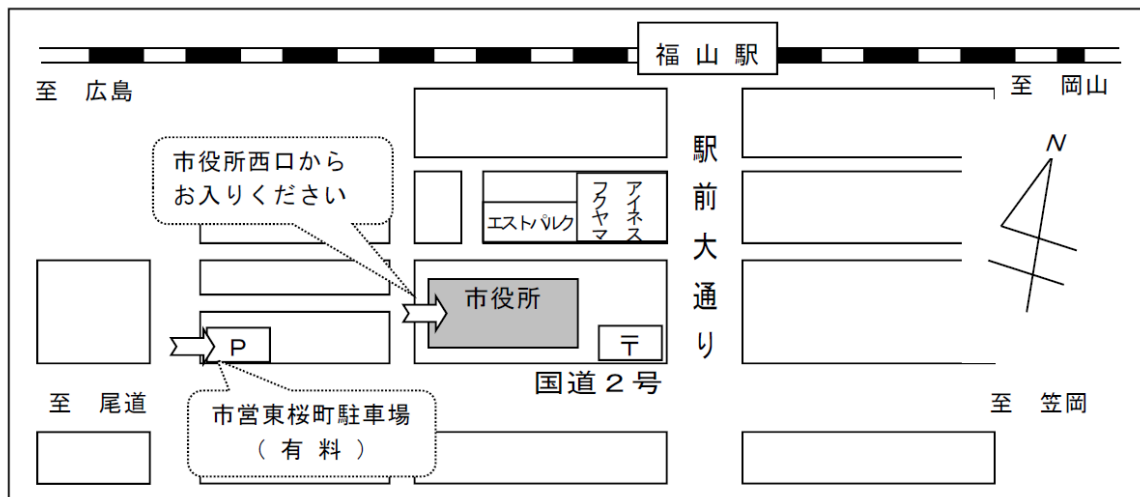
- ① 発熱や風邪症状などの体調不良や新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、主治医に相談した結果、受験を自粛するよう助言された場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない場合
- ③ 濃厚接触者として自宅待機等の指示を受け、その期間を満了していない場合

## 9 合格発表

合否については、受験者に結果を文書で通知します（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）。

## 試験会場案内

- 福山市役所 本庁舎へのアクセス（JR福山駅から南へ徒歩約10分）



※受験者用の駐車場はありませんので公共交通機関等を御利用ください。

申込み・問合せ先：

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課（本庁舎7階北側）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（Tel 084-928-1258）